

平成31年度 島根県の社会福祉政策への提言・要望の対応状況

要望内容	回答
1 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進	
<p>(1) 【国のガイドラインに沿った県地域福祉支援計画の改定及び市町村地域福祉計画の早期策定・改定への支援】 改正社会福祉法で定められた市町村における包括的な支援体制の整備を促進するため、国の計画策定ガイドラインに沿った県地域福祉支援計画の改定を行うとともに、市町村地域福祉計画の早期策定・改定への支援を要望します。</p>	<p>○島根県地域福祉支援計画は、平成31年度に改定作業を行う予定です。改定は、小さな拠点づくりを所管している地域振興部や防災部、教育庁など各関連分野の担当課と連携を図りながら作業を進めていきます。作業を進めるにあたっては、必要な調査やデータ収集を行い、その結果を計画改定に反映させていきます。 ○また県は、市町村地域福祉計画策定指針を改定するなど、市町村に対する地域福祉計画改定支援を行っていきます。 ○老人クラブなど地域づくりに貢献する団体を計画に位置づけ、支援することも重要と考えます。</p>
<p>(2) 【民生児童委員の役割、やりがい等の継続的な広報と活動環境の整備】 社会福祉分野のみならず、教育、消費者保護、災害対策など、さまざまな分野に活動範囲が広がっている民生児童委員活動について、一人ひとりの民生児童委員が「やりがい」を感じ、「誇り」を持ち続けていけるような活動環境の整備を要望します。</p>	<p>○県や市町村の広報媒体等を通じて民生委員活動が地域に果たす役割を県民に理解していただくとともに、民生児童委員の意見を聴きながら活動しやすい環境の整備に、引き続き取り組んでいきます。 ○対応事例集の改訂については、民生児童委員協議会等の意見を聴いていきたいと考えております。</p>
<p>(3) 【精神障がい者の円滑な地域移行・地域定着の促進】 入院した精神障がい者の円滑な社会復帰を促進するため、保健行政の要である保健所に専門職として精神保健福祉士の配置促進を要望します。 また、精神障がい者の地域移行・定着支援を促進するため、当事者の立場で相談支援を行うピアサポーター・自立支援ボランティアの活用促進のための環境整備を要望します。</p>	<p>1. 保健所への精神保健福祉士配置・人員確保 (1) 島根県では、平成12年度から精神障がい者の地域移行に取り組んでおり、退院率は全国で上位の状況にあります。 (2) 現在、入院患者の地域移行支援や退院後支援等の人材は、保健師を精神保健福祉相談員として養成することにより対応しています。なお、今年度は16名の保健師を精神保健福祉相談員として養成しました。 (3) 精神保健福祉士の配置及び人員の確保は、今後、保健所の業務量等を勘案し、検討していきます。</p> <p>2. ピアサポーターの活用・促進 (1) 患者経験者の立場を生かして、その経験から来る感情を共有することができるピアサポーターは、退院促進のために、各保健所で人材の育成及び活用を図っていますが、以下の状況があります。 ①人材育成は、応募する方が少ない ②人材活用は、ピアサポーター自身の病状が安定しないこともあり、適時の活用が難しい場合も多い (2) 今後、人材育成方法の見直しやピアサポーター等の効果的な活用方法について検討していきます。</p>

平成31年度 島根県の社会福祉政策への提言・要望の対応状況

要望内容	回答
2 総合的な権利擁護や安心生活保障に係る支援体制の強化	
<p>(1) 【住宅確保要配慮者への住宅供給と生活支援の推進】 島根県において住宅部局及び福祉部局による住宅確保要配慮者の現状やニーズを共有する仕組みをつくり、必要な支援策の創設・早期実行を図るとともに、市町村における同様の取組が積極的に進められるよう要望します。</p>	<p>○県、島根県社会福祉協議会も参加している「居住支援協議会」において、宅地建物取引業者、居住支援団体並びに市町村と連携し、引き続き効果的な支援策を検討していきます。 ○市町村においても、居住支援の取組みを進めるよう働きかけます。</p>
<p>(2) 【地域における成年後見制度の利用促進に向けた体制整備】 今後、認知症高齢者の増加をはじめ、知的障がいなど判断能力が十分でない方々の身上監護・財産管理等の権利擁護や意思決定支援等は、地域共生社会の実現において喫緊の課題であり、成年後見制度はその重要な解決手段となります。県内のどの地域に住んでいても、必要に応じて成年後見制度が利用できる体制の整備が必要です。</p>	<p>○成年後見制度の利用促進に向けて、各地域での連携体制の検討や市町村計画の策定などについて、各市町村や関係機関等の意見をよく聴きながら、県として支援をしていきます。</p>
<p>(3) 【地域における生活困窮者等への総合相談・生活支援体制の強化】 生活困窮者等への経済的支援に併せ必要な相談支援をする生活福祉資金貸付事業や判断能力が不十分な高齢者・障がい者等を支援する日常生活自立支援事業について、各事業の実績に応じた人員配置等に必要な予算措置を引き続き要望します。 また、生活困窮者自立支援制度の着実な実施に向け、社会資源の広域的な開拓・創出など市町村に対する積極的な支援をお願いします。</p>	<p>○支援の必要な生活困窮者、高齢者、障がい者等が増加しており、地域生活等において支援制度が重要な役割を果たしていることは認識しており、平成31年度の予算措置をしたところです。今後も引き続き、それぞれのニーズに応じた予算確保に努めていきたいと考えております。 ○市町村など関係機関と連携しながら、生活困窮者の就労支援に向けた社会資源の開拓に努めます。</p>
<p>(4) 【高齢者の生活と健康等を支える生活交通の確保】 高齢者の生活と生きがい、健康を支える交通手段を確保していくため、県として、市町村が行う高齢者が安心して自主返納等できる環境の整備を支援していくとともに、「小さな拠点づくり」等により生活交通の確保をすすめていただきますよう要望します。 また、運転能力を回復させるリハビリや「限定条件付き運転免許」など新たな制度施策の具体化に向けて、国や市町村等と十分な連携を図って取り組まれるよう要望します。</p>	<p>○県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、通院や買物などのほか、社会参加や生きがいづくりなどにも、地域における交通手段の確保は必要です。 ○交通手段も含め、それぞれの地域の実情に応じて、保健・医療・福祉、生活支援等のサービスをいかに維持し、提供していくのかを、行政だけでなく、地域住民や関係団体も一緒になって考えていく必要があります。 ○関係部局が一丸となって「小さな拠点づくり」を進める中で、生活交通確保に取り組んでいきます。 ○運転免許を自主返納された高齢者に対しては、市町村などによる支援が行われており、県では、そうした取り組みについて、他の市町村に情報提供するなど、自主返納された方に対する支援の輪が広がっていくよう取り組んでいきます。 ○なお、運転免許証を自主返納する、または、返納を検討している高齢者等に対して、移送や配食など必要な支援の提供につなげることができるよう、県警（警察署）と連携し、当事者の希望により、各地域の地域包括支援センターへ住所・氏名等の情報を提供する仕組みを検討しています。（松江・安来・江津の3市でモデル的に平成30年11月から平成31年1月まで実施。関係者で振り返りを実施して検証し、モデル実施の延長を決定。平成31年4月以降での全県展開に向けて検討） ○「限定条件付き運転免許」については、警察庁において検討されている旨承知しております。</p>

平成31年度 島根県の社会福祉政策への提言・要望の対応状況

要望内容	回答
3 福祉・介護人材の確保・定着	
<p>(1) 【県内中学校における「福祉・介護の基礎的講座」の必修化】 県内中学校において中学校学習指導要領の改定に対応した「福祉・介護の基礎的講座」の必修化を速やかに実施していただきますよう要望します。</p>	<p>○これまでも、県内の中学校では、ふるさと教育の一環として地域の福祉施設で学習を行ったり、介護現場で職場体験学習を行ったりしています。 ○新しい学習指導要領では、家庭科の授業で、「介護など高齢者との関わり方」について学習し、その際、体験的な活動ができるよう留意することとされています。すべての中学校において、体系的にこうした指導がされるよう、周知を図っていきます。</p>
<p>(2) 【介護福祉士養成校に対する総合的な支援】 本県における福祉・介護人材の有資格者養成を担う県内介護福祉士養成校の存続のため、財政的支援も含めた総合的な支援策を可及的速やかに講じられるよう強く要望します。</p>	<p>○県内介護福祉士養成校を含めた私立専修学校については、経常費に対する補助制度などにより、財政的支援を行っています。 ○今後も各私立専修学校が行う実践的職業教育のための支援を行うこととしています。 ○また、介護人材の確保や資質向上の観点から、介護福祉士の資格取得のための研修受講への補助や介護福祉士等修学資金貸付、介護の仕事の魅力発信など、さまざま取り組んでいます。 ○養成校の役割や社会資源としての周辺地域へ及ぼす影響等について、関係する市町村や団体等と意見交換を行ったところです。今後とも、よくご意見をお聴きしながら、対応していきます。</p>
<p>(3) 【「しまね福祉人材育成事業所認証制度（仮称）」の創設】 福祉・介護事業所をはじめ多様な関係機関・団体を巻き込み官民一体となって、働きがいと働きやすさに配慮した人材育成や職場への定着支援に取り組む福祉・介護事業所を認証・公表する制度の創設を提案します。</p>	<p>○人材確保・定着は重要な課題であり、現在、国において進められている人材育成に取り組む事業所の「認証制度」は、有効な制度であると思われます。 ○引き続き、島根県福祉・人材確保対策ネットワーク会議等については、県内の関係団体等の意見を聴きながら、実効性のある仕組みとなるよう、会議の役割の見直しを行うなど会議の再構築を行います。</p>
4 防災・減災活動の推進	
<p>(1) 【県災害ボランティアセンター機能の確立と常設設置】 災害時において、より円滑に被災者支援のためのボランティア活動が展開されるよう県災害ボランティアセンター機能の確立と常設の県災害ボランティアセンターの設置を提案します。</p>	<p>○今年度は4月に県西部地震、7月に豪雨災害が発生しており、近年増加する災害に対応するため、県災害ボランティアセンターの体制強化の重要性は認識しております。 ○平時においても関係機関同士の連携や災害発生時の円滑な支援体制が構築できるような備えも大切と認識しており、県と県社会福祉協議会で協議をしながら検討していきたいと考えております。</p>
<p>(2) 【災害による人口減少加速を抑止するための取り組み強化】 災害による更なる人口減少や地域力低下を抑止するため、被災市町村において、被災され生活に困難さを抱える世帯に対し総合的な相談に応じ現実的な課題解決に結びつける災害生活復興支援事業が実施されるよう、県として技術的・財政的支援を行うことを提案します。</p>	<p>○災害発生時には、被災者の心に寄り添いながら、困りごとや生活課題を聴き、必要な支援へつないでいくことが重要です。 ○提案については、市町村や社会福祉協議会とも意見交換しながら、県としてどのようなことができるのか検討していきたいと考えております。</p>